

令和6年度第1回特別小委員会

会 議 次 第

令和6年8月5日（月）
富山労働総合庁舎5階大会議室

開 会

議 事

- 1 特定最低賃金の改正決定に係る申出要件の審査結果について
- 2 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- 3 その他

閉 会

資 料

- No.1 第56期富山地方最低賃金審議会特別小委員会委員名簿
- No.2 富山地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程
- No.3 令和6年度特定最低賃金改正決定等申出一覧
- No.4 特定最低賃金改正に係る申出書（写）
- No.5 特定（産業別）最低賃金の申出ケース

第 56 期富山地方最低賃金審議会
特別小委員会委員名簿

令和 6 年 5 月 28 日現在

	氏 名	現 職 等
公益代表委員	長尾 治明	富山国際大学 名誉教授
	堀岡 和正	和み法律事務所 弁護士
	両角 良子	富山大学 経済学部 教授
労働者代表委員	石田 康博	日本労働組合総連合会 富山県連合会 副事務局長
	大森 仁	電機連合 富山地方協議会 事務局長
	黒川 智之	JAM北陸 副書記長
使用者代表委員	寺山 収	一般社団法人富山県経営者協会 専務理事
	江下 修	富山県中小企業団体中央会 専務理事
	八田 正人	株式会社三和製作所 代表取締役社長

任期は、令和 7 年 3 月 31 日まで

(敬称略)

第 56 期富山地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程

(設置及び目的)

第 1 条 富山地方最低賃金審議会運営規程第 3 条に基づき、富山地方最低賃金審議会特別小委員会（以下「特別小委員会」という。）を設置する。

2 特別小委員会は、最低賃金法第 15 条の規定により、特定最低賃金の改正等の申出（意向表明を含む。）があった場合において、関係者の意見調整を行い、実質的に富山地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）としての方針を決定することを目的とする。

(構成)

第 2 条 特別小委員会は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各 3 名で構成する。

2 特別小委員会の委員は、各側代表委員の推薦を受けて審議会の会長が指名する。

(委員長等)

第 3 条 特別小委員会に委員長及び委員長代理を置く。

2 委員長及び委員長代理は、公益代表委員のうちから委員が選挙する。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(会議の招集)

第 4 条 特別小委員会の会議は、委員長が招集する。

(委員の欠席)

第 5 条 委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項により準用する同令第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を委員長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ委員長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第 6 条 委員は、会議において発言しようとするときは、委員長の許可を受けなければならない。

2 特別小委員会は、審議に際し必要と認める場合には、労働者、使用者その他関係者の

意見を聴取するものとする。

(会議の公開)

- 第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第8条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(審議事項の報告)

- 第9条 特別小委員会において審議した結果については、審議会に報告するものとする。

(規程の改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行うものとする。

(附則)

- 第1条 この規程は、令和5年7月3日から施行する。

令和6年度特定最低賃金改正決定等申出一覧

最低賃金の件名	合意者数・率	申出代表者及び合意労働組合等	申出ケース
富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金	(合意者数) 5,870人 (適用労働者数) 12,290人 (合意率) 47.8%	1 代表者 JAM北陸富山県連絡会 議長 宮崎 敏裕 2 合意事業所等 (協約) アイシン軽金属(株)、アイシン新和(株) 田中精密工業(株) アイシン・メタルテック(株) コマツNTC(株)、(株)小松製作所 (株)スズキ部品富山 (決議) 岩城工業労働組合、日本海ベアリング労働組合、不二越労働組合、ナチ富山ベアリング労働組合、ナチ精工労働組合、スギノマシン労働組合、中越精器労働組合、津根精機労働組合、北日本興業労働組合、ケイエステックユニオン	労働協約 ケース
富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	(合意者数) 5,456人 (適用労働者数) 12,430人 (合意率) 43.9%	1 代表者 電機連合富山地方協議会 議長 浦島 成友 2 合意事業所等 (協約) クワートナズセミコンダクター(株) (魚津)、 クワートナズセミコンダクター(株) (砺波)、 北陸電気工業(株)、 (株)KOKUSAI ELECTRIC、 (株)国際電気セミコンダクターサービス、 コーセル(株)、北陸電機製造(株)、SMK(株)、 富士電機パワーセミコンダクタ(株) アットフィールズテクノロジー(株) 立山科学(株)、パナソニックインダストリー(株) (決議) 富山村田製作所社員会、氷見村田製作所社員会	労働協約 ケース
富山県百貨店、総合スーパー最低賃金	(合意者数) 1,293人 (適用労働者数) 1,610人 (合意率) 80.3%	1 代表者 UAゼンセン富山県支部 支部長 奈良 靖 2 合意事業所等 (協約) UDリテール(株)、イオンリテール(株)、 (株)大和、(株)平和堂、ユニー(株)	労働協約 ケース

注1：合意事業所のうち、(協約)は特定最低賃金改正に係る合意書、委任状及び労働協約の提出があった事業所。(決議)は特定最低賃金改正に係る合意書、委任状のみ提出があったもの。

注2：合意者数に、(決議)の労働者数は含まない。

注3：合意者数・適用労働者数に、特定最低賃金が適用されない事業場の労働者数は含まない。

2024年 7月17日

富山労働局長
小島 悟司 殿

申 出 書

富山市奥田新町8-1
ゴルフアートとやま内
JAM北陸富山県連絡会
会 長 宮崎 敏裕

最低賃金法第15条第1項の規定により、富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金の改正の決定を求める申出を行うことに合意し、下記のとおり申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹労働者の範囲
富山県の区域内で、次に掲げるいずれかの産業を営む使用者に使用される労働者
12,290名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金
3. 申出の内容
上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適応労働者数（又は使用者数）が概ね3分の1以上に達していること。
賃金の最低額に関する労働協約の適応労働者数 5,870名
富山県における富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業 を営む使用者に使用される労働者は、12,290名 = 47.8%

労働協約上の賃金の最も低い金額 1056円/時間
現在適用されている法定最低賃金額 995円/時間



5. 添付書類

- (1) 最低賃金協定の写し
- (2) 申出合意書及び委任状
- (3) 富山県における富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業の事業所と労働者数の概算及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概算

以上

2024年7月19日

富山労働局

局長 小島 悟司 殿

富
山
電
機
機
械
工
業
協
議
会8-1
協
議
会
成
友

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

富山県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者（198事業所、12,430人）

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。

なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が3分の1以上に達していること

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 5,468名

富山県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者12,430名

労働協約の賃金の最も低い額 = 951円/時間

現在適用されている法定最低賃金 = 951円/時間

5. 添付書類

(1) 最賃協定書の写し

(2) 申し出を行うことへの合意書および、代表者に委任する書面

(3) 当該地域内の同種の基幹的労働者数、およびそのうち当該最低賃金協定の適用をうける基幹的労働者の概数。各事業所での所定労働時間数及び所定労働日数を記した書面（最低賃金に関する労働協約の締結状況）

(4) 参考資料

・富山県内の最低賃金締結状況

賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の締結当事者とその効力が及ぶ範囲者

参考

①必要性の機関決議（2事業所、2,125名）



以上

2024年7月10日

富山労働局長
小島 悟司 殿

申請組織 富山県富山市 8-1
申請代表者 U A 県支部
支部長 奈良

申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、富山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正の決定を下記の通り申出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
百貨店、総合スーパー業において、百貨店、総合スーパー業を営む使用者に使用される労働者1,610名
2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名
富山県百貨店、総合スーパー最低賃金
3. 申出の内容
上記2.の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数（又は使用者数）が概ね1/3以上に達していること。
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数1,416人＝88.0%
>概ね1/3以上。（最も低い）労働協約の金額＝968円/時間
現在適用されている法定最低賃金額＝955円/時間
5. 添付書類
①労働協約の写し、②申出合意書及び委任状、③富山県における百貨店、総合スーパー業の事業所と労働者数の概算及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数、④所定労働時間数及び所定労働日数（賃金の最低額が月額のみで表示されている場合）



特定(産業別)最低賃金の申出ケース

No.	産業区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	洋紙・板紙、学用紙製品製造業 (H27.3.23廃止)	—	—	—	—										
2	製鉄、製鋼・圧延業 (H29.11.28廃止)	—	—	—	—	—	—	—							
3	アルミニウム関連製造業		労働協約 (新設)	労働協約	—	労働協約	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	非鉄金属製造業 (H25.1.1廃止)	労働協約	労働協約 (廃止)												
5	建築用金属製品等製造業 (H25.1.1廃止)	労働協約	労働協約 (廃止)												
6	一般機械器具・自動車部品製造業	労働協約	労働協約	労働協約	労働協約	労働協約	労働協約	労働協約	労働協約	労働協約	労働協約	労働協約	労働協約	労働協約	労働協約
7	一般機械器具製造業 (H21.12.29廃止)														
8	電気機械器具製造業	公正競争	労働協約	労働協約	労働協約	労働協約	労働協約	労働協約	労働協約	労働協約	労働協約	労働協約	労働協約	労働協約	労働協約
9	自動車・同附属品製造業 (H21.12.29廃止)														
10	百貨店、総合スーパー	労働協約	労働協約	労働協約 (取下げ)	労働協約	労働協約	労働協約	労働協約	労働協約	労働協約	労働協約	労働協約	労働協約	労働協約	労働協約
11	自動車(新車)小売業	公正競争	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 色付けしているものは「必要性有り」との答申があったもの。

※ 「—」は改正申出のなかったもの。